旭日双光章　芝崎　正明
旭日双光章を授ける
旭日単光章　根深　貞男
旭日単光章を授ける（各通）
正七位に叙する　宮前　俊一
正七位に叙する　山下　典男
（神奈川県警察部補）
旭日双光章　嵐　道郎
旭日双光章を授ける
従七位に叙する　五十　之園　續
（豊橋技術科学大学名誉教授）　竹内　茂男
従七位に叙する（以上七月二十九日）
正四位に叙する
従四位に叙する（各通）　本多　正和　満　目崎　八郎
正五位に叙する
正八位に叙する　柏越　智慶次郎　梓　武田　博司
従五位に叙する（各通）　田中　元　雪宏
正六位に叙する（各通）　竹中　興一　金田　宮戸　村村　高坂　秀男　志村　榮一　出口　孝一　貞治　横澤　彦夫　井　正明　藤藤　進　昌則　山口　村村　照司　中志　保　明正　澤　洋　幸　関口　登　高川　盛次　秋次　鷲頭　昭典　杉本　上七月三十日）　斉藤　民雄　森　小林　賢也　蕉田　良春　西田　茂行　和田　正道　時村　周一　竹内　生出　弘栄　吉井　潔　旭日双光章を授ける（七月三十日）
（北海道東神楽町議会議員）
旭日双光章を授ける（八月一日）
（北海道東神楽町議会議員）
従五位に叙する
従七位に叙する（以上七月三十一日）
従六位に叙する（各通）（以上八月一日）
従六位に叙する（八月三日）

叙勲

旭日単光章を授ける（各通）（以上七月二十九日）　加藤　晴康　宮崎　由隆　雪宏　竹中　藤原　賴武

（福岡県職員）　伊藤　正順　藤野　広
瑞宝双光章を授ける（各通）　木藤　隆太郎　平井　紘也　上野　文治
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十八日）　片山　忠弘　丸山　繁夫　齊藤　邦夫
瑞宝小綬章を授ける
瑞宝双光章を授ける（各通）　堀佐々木　和彦　太田　岡崎　芝　水谷　滋子　明　正　徹
瑞宝単光章を授ける（以上七月二十九日）　実　吉岡　治
瑞宝双光章を授ける（各通）　多賀　一広　葛原　哲文　白田
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月三十一日）　斉藤　民雄　出口　孝一　小林　賢也　蕉田　良春　中武田　村村　正夫　関口　井　泰広　幸洋　時村　周一　赤川　吉英
瑞宝双光章を授ける（七月三十一日）
瑞宝単光章を授ける（八月三日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、ベトナムの独立記念日につき、九月二日同国国家主席閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

千葉労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、千葉県最低賃金（昭和55年千葉労働基準局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月３日

千葉労働局長　小山　英夫

第４号中「１時間1,076円」を「１時間1,140円」に改める。

東京労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、東京都最低賃金（昭和55年東京労働基準局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月３日

東京労働局長　増田　剛郎

第４号中「１時間1,163円」を「１時間1,226円」に改める。

長野労働局最低賃金公示第１号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、長野県最低賃金（昭和55年長野労働基準局最低賃金公示第５号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

令和７年９月３日

長野労働局長　三浦栄一郎

第４号中「１時間998円」を「１時間1,061円」に改める。

船員の特定最低賃金の改正の決定に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示

四国地方交通審議会は、四国内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第５号）、四国海上旅客運送業最低賃金（平成９年四国運輸局最低賃金公示第６号）、四国漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第１号）及び四国漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年四国運輸局最低賃金公示第２号）の改正の決定について調査審議を行うため、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第37条第３項において準用する同法第25条第５項の規定により、本事案について関係船員及び関係使用者の意見を聴くので、意見を述べようとする者は、意見を記載した書面（様式任意）に意見提出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して、本日から15日以内に四国運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号760―0019　香川県高松市サンポート３番33号」あて提出されたい。

１　事案の要旨　最低賃金法第35条第７項の規定に基づく、下記３に掲げる船舶所有者に使用されている船員であって、下記３に掲げる船舶に乗り組む者に係る特定最低賃金の改正の決定について

２　適用する地域　四国運輸局の管轄区域

３　適用する使用者

⑴　国内各港間のみを航海する船員法（昭和22年法律第100号）第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるもの（漁船、海上旅客運送業又はサルベージ業に従事する船舶を除く。）の船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする鋼船

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船

③　鋼製はしけ

④　木船

⑵　旅客運送の用に供する船員法第１条に規定する船舶のうち、次の各号に掲げるものの船舶所有者であって、前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

①　平水区域を航行区域とする船舶

②　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶

③　沿海区域を航行区域とする総トン数100トン以上の船舶で、その航行区域が平水区域から当該船舶の最強速力で２時間以内に往復できる区域に限定されているもの

⑶　前項の地域内に主たる船員の労務管理の事務を行う事務所を有する船員法第１条に規定する船舶の所有者（船員法第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）のうち、次に掲げる漁業の用に供する漁船の船舶所有者

①　沖合底びき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第５号）第２条第１号に掲げる漁業をいう。）

②　大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令第２条第７号に掲げる漁業をいう。）

令和７年９月３日

四国地方交通審議会会長　長井　啓介